

いいの事務所 ニュース

Be Ambitious Social Insurance Labor Consultant
Corporation

2020/06/10

VOL.101

● 雇用調整助成金の変更点

前号は、雇用調整助成金についてお伝えしましたが、その後大幅に変更され、手続きもより簡素化されております。本号においては、前回以降の改正点をお伝えいたします。

(1) 助成額のもととなる賃金は3種類から選択できる

前号の段階では、『雇用調整助成金における平均賃金』は①【前年度の雇用保険加入者に支払賃金総額】を基とするとお伝えいたしましたが、これに2つ加えられる変更がありました。したがって、以下の3つの賃金からより有利なものを使用することが可能となりました。

①
$$\frac{\text{前年度の雇用保険加入者に支払った賃金総額}}{\text{1か月当たりの平均雇用保険加入者数}}$$

②
$$\frac{\text{今年度又は前年度の任意の月の「源泉所得税の納付書」の支給額}}{\text{上記における人員}}$$

③
$$\frac{\text{実際に支払った休業手当}}{\text{支払った人数}}$$

(2) 「計画届」と「支給申請」

届出にあたっては、必要とされていた「計画届」は、不要となりました。ただし、計画届提出時に必要とされていた、『休業協定書』は支給申請時に必要となります（小規模事業所が簡素化された支給申請書を用いて申請する場合を除く）。

なお、提出は、**給与計算期間を1つの単位(支給対象期間)**とし、複数の単位をまとめて届け出ることが出来ますが、支給申請書は支給対象期間ごとに作成します。

申請期限は、支給対象期間の末日の翌日から2か月以内です。月末締めの場合、6月分は8月末日、7月分は9月末日までに「支給申請」を行わなければなりません。

なお、支給対象期間の初日が1/24～5/31の休業の申請期限は特例により、8/31までとなります。

(3) 従業員20名以下の企業においてはより簡素化された書式の提供がされました。

従業員数がおおむね20名以下の会社や個人事業主を対象とする支給申請書が提供されました。こちらを用いて、算出する場合は助成金のもととなる金額は上記(1)③となります。添付書類から「休業協定書」が省略されているなど、支給申請がより簡単となっています。支給申請書は下記、厚生労働省HPから「小規模事業所用」をダウンロードして利用してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchousei_joseikin_20200410_forms.html

※本ニュース作成後も、雇用調整助成金については変更がある可能性があります。
最新の情報は。こちらからご確認いただくか、当事務所担当者にご確認ください。
厚生労働省 HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

業務制限期間中、ご協力を頂きありがとうございました。

ご迷惑をお掛けしましたが、6月1日より当事務所は『通常営業』に戻って営業しております。

緊急事態宣言期間中は、電話での受付以時間を制限させていただくなど、ご協力を頂き感謝しております。

これからの時期は、労働保険料及び社会保険料の更新時期となってきます。

すでに、労働局より、申請書類も届いていることかと存じます。当事務所担当者からご連絡をさせて頂き、速やかに手続きを行って参りますので宜しくお願い致します。

なお、雇用調整助成金、アフターコロナにおける労務管理などのご相談につきましては、当事務所に気軽にご相談ください。

引き続き、当事務所をご活用いただけますようお願い申し上げます。

当事務所営業時間

9：30～18：00（休憩時間12：30～13：30）

2020年6月10日

Be Ambitious 社会保険労務士法人
代表社員 飯野 正明